

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日（月）午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 9名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	(欠員)		8番	五月女 秀作	(会長代理)
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、10月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 増田一幸委員、3番 飯塚真砂美委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、ございません。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。なお、この案件は、営農型太陽光を設置するため、農地に区分地上権を設定するものであることから、事務局からの説明・報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明・報告いたします。受付番号521号及び522号では、営農型太陽光発電施設を設置するための、区分地上権を設定するものです。営農型太陽光発電施設ですが、お手元のQ&Aの抜粋をご覧ください。
	4ページの間4を見ていただきたいと思いますが、「営農型発電設備とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備」のことになります。また、お手元の「営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」をご覧ください。文章の下の方に記載されています番号1を見ていただきたいと思いますが、「営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合、農地法第5条第1項の許可の申請者に対して、5条許可に係る申請と、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利（以下「区分地上権」という。）を設定するための法第3条第1項の許可に係る申請を同時に行うことを指導すること」と国から通知がきております。
	また、裏のページを見ていただきたいと思いますが、最後の行では、「農業委員会は、5条許可と同日付で3条許可を行うこと」ともなっ

	<p>ております。大変申し訳ございませんが、再度、Q&Aの抜粋をご覧ください。30ページ問55では、5条許可申請と同日付で申請する、3条許可の判断基準が記載されています。簡潔にご説明いたしますと、通常判断基準とは異なり、5反要件や機械の有無などの要件を満たす必要はありませんが、営農条件に支障がなく、かつ、その目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ることが要件となっています。（農地の上に営農型発電設備を設置するに当たり、農地所有者や耕作者と設備設置者の同意が得られていること。）これは、問55の下から3行目を見ていただきたいと思いますが、営農条件に支障があるのかは、農地法第5条の一時転用許可の判断の際に確認することとなっております、この後の議案第3号で詳しくご説明いたします。よって、実質的には、賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りるとしていることから、農地法第3条の譲渡人及び譲受人への確認のみとなります。このことから、事務局の案といたしましては、今回の農地法第3条の規定による許可申請書については、譲渡人・譲受人への了解が得られており、添付書類等も不足がないことから、これまでに説明してきたとおり、この後、報告いたします、農地法第5条 営農型太陽光発電施設の一時転用が許可の時は、許可とする「条件付き許可」、一時転用が不許可の時は、「条件付き不許可」として5条の許可と同日に判断するものと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、事務局で報告、説明したとおり、農地法第5条の一時転用が許可のときは、「許可」とする「条件付き許可」及び不許可のときは、「条件付き不許可」とすることに賛成の委員は、「起立」願います。</p> <p>（起立全員）</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、「条件付き許可」及び「条件付き不許可」に決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果</p>

	報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号523号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号523号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。申請農地は、昭和45年以前より宅地利用されていた場所とのことです。今回、母屋の建て替えを計画したことで、改めて、自分の土地を調査したところ、申請農地を地目が農地のまま、宅地として使用していたことが判明し、現況に合わせるため農家住宅敷の拡張として申請するものです。なお、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6番	受付番号523号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は、羽生市 で、両親と家族一緒に居住しております。平成23年に両親から居住している土地建物及び農地を相続いたしました。以前より、農業（主米、米麦）をいたしております。今般、古い母屋を建替えようと計画をしたところ、同所 が全部事項証明書によると田の状態でありました。私の記憶の中で、この土地が田んぼであったことはありません。先代の時からこのように使用されてきました。土地を管理する者としては、いかに先代がしたことだとはいえ、誠に申し訳なく、今般、是正を申請する次第です。市街化調整区域であるため、法の適応を受け、また、基準を遵守し周囲の方々に迷惑のかからないように努めたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。

(議案第3号)	ただいま議題となっている議案第2号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局
	事務局より説明いたします。
	農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号479号から485号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号524号の農地の区分については、申請農地からおおむね300メートル以内に西羽生駅が存在し、原則、農地転用が許可される「第3種農地」と判断しました。受付番号525号及び533号から536号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。また、受付番号526号及び537号の農地の区分については、一時転用申請であり、「農用地区域内農地(通称青地)」となります。また、受付番号527から532号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。初めに、受付番号524号、525号、527号、529号から531号、533号及び536号では、自己用住宅を設けるものです。524号では、譲受人は現在、行田市のアパートで暮らしています。今後、結婚することが決まり、妻の実家がある羽生市で自分の住宅の建築を考えていたそうです。申請農地は、西羽生駅にとっても近く、市街化区域に隣接していることから、好立地であり、今回申請するものです。525号では、譲受人は現在、東松山市のアパートで妻、子の3人で暮らしています。今年の4月に子供が生まれ、将来のこと思い、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、近年、新規の住宅が建ち並び、周辺には、国道125線や大型ショッピングモールがあるなどとても住環境が良いことから今回申請するものです。527号では、譲受人は現在、行田市のアパートで妻と暮らしています。今の住まいはとても狭く、また、将来のことを思うと、自分の住宅を建築したいと考えていました。

譲受人の勤務先は加須市、妻は羽生市に勤務していることから、勤務先周辺で、建築できる場所を探していたそうです。申請農地は、既存宅地に介在し、須影小学校、南羽生駅、大型ショッピングモールが周辺にあるなどとても住環境が良いことから、今回申請するものです。529号では、譲受人は現在、市内の自宅で妻と暮らしています。現在の自宅は、昭和58年築の建物で、老朽化が激しく建て替えを考えていたそうです。しかしながら、今の住まいは駐車場が1台分しか確保できないなど、とても面積が狭く、別の場所での建築も考えていたとのこと。今回、現在の土地・建物の売却が決まり、申請農地での建築を進めてきたそうです。申請農地は、既存住宅に介在し、周辺には、国道122号通り、羽生駅や新郷駅があるなどとても住環境が良いことから、申請するものです。530号では、譲受人は現在、熊谷市のアパートで妻、子の3人で暮らしています。子供も成長し、小学校に入学する前に、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地の周辺では、近年、新規の住宅が建ち並び、国道122号も近くに通り、とても住環境が良いことから、申請するものです。531号では、譲受人は現在、さいたま市の賃貸住宅で暮らしています。将来のことを思うと、今後、賃貸住宅に住むよりは、自分の住宅を建築して住む方が経済的にも良いことから、建築できる場所を探していたとのこと。譲受人の職業は、土木工事の現場監督で、担当地域は埼玉県北部が多く、その周辺で探していたところ、申請農地は、既存集落に介在し、近くには、国道122号が通るなど、とても住環境が良いことから、申請するものです。533号では、譲受人と譲渡人は親子となっています。譲受人は、現在、市内のアパートで妻、子の3人で暮らしています。昨年子供が生まれ、将来のことを思うと、自分の住宅の建築を考えていました。譲渡人である父に相談したところ、申請農地に建築しても良いことになり申請するものです。申請農地は、実家や姉夫婦の住宅に近く、小学校も近くに有ることから、住環境が良く、今後は、親や姉と協力して暮らすことができる最適な場所とのこと。536号では、譲渡人は譲受人の伯父になります。申請農地は、平成30年10月に、農用地区域からの除外の許可を受けており、平成31年の4月から実家で両親、妻、子供2人の6人で暮らしています。今回、住宅建築についての詳細が決まり自己用住宅敷として申請をするものです。申請農地の周辺には、キャッセ羽生や水族館があり、実家の近くでもあることから、今後は、お互いに協力し、安心して暮らすことのできる最適な場所とのこと。

受付番号526号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成20年から主に土木工事業を行っている法人です。申請農地は、譲受人が現在、農地法の許可を得て、砂利採取を行っている場所のすぐ西側に位置しています。農地の現状は、耕作放棄地で、木が生えている状態となっています。今回、木を切り、耕作できる状態にするため、農地改良の一時転用として申請をするものです。なお、農地改良後は、加須市の農家が小麦を作付けすることになっています。受付番号528号では、譲受人は、東京都渋谷区に事務所を置き、平成14年から主に不動産・投資事業を行っている法人です。近年、インターネット通販の利用等による物流施設の需要が拡大しており、新規の物流倉庫を建築できる場所を探していたとのことです。申請農地は、国道125号の沿線に位置し、国道122号線や東北自動車道も近く、物流倉庫用地としては最適な場所で、すでに、複数のテナントから申し込みを受領しているなど、今後の施設運用に問題はないとのことです。このことから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の了解も得られたことで、今回、物流倉庫敷として申請するものです。受付番号532号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和57年から主に医療に関する事業を行っている法人です。譲受人は、平成30年5月に現在地に移転し、地域医療等に貢献しています。現在、新型コロナウイルス感染者も増え続け、終息にはほど遠い状況下であり、埼玉県でも、感染者等の受け入れ態勢を強化するため、重点医療機関が行う設備整備等に支援を行う通知が出されているとのことです。このことから、譲受人としても新型コロナウイルス関係の専用病棟及び検診・検査が受けられる施設を整備する計画となったそうです。整備計画では、既存病院の職員駐車場において、早急に建設できるように計画していることから、職員駐車場が減少してしまい、その不足分を確保するため、今回、3年間の臨時駐車場敷として、一時転用の申請を行うものです。受付番号534号及び535号については、営農型太陽光発電施設敷であることから、委員の皆様が調査報告した後、再度、ご説明したいと思います。受付番号537号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和28年から主に小売り事業を行っている法人です。

今回、農園の一部を農業用施設敷として、直売所・パック詰めなどの作業所・従業員用駐車場等に使用するため、申請するものです。なお、申請農地は、相続がされておらず、相続人での申請となっておりますが、転用の目的は一時転用で、権利の種類が賃借権

	<p>の設定であることから加須農林振興センターと協議を行い、申請について問題なしと回答をいただいております。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
1 番	<p>受付番号524号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、行田市富士見町のアパートにて生活しておりますが、結婚することになり現在の住まいでは手狭となってきたため今後の生活のことを考え、十分な広さの住居を構えたいと思っておりました。妻の実家が羽生市であり、また子供が に通っていることもあり、羽生市内で建築可能な土地を探しておりましたところ、今回、羽生市 の土地を譲って頂けることになりました。こちらの土地であれば妻の実家からも近く、また、高校までも歩いて行ける距離であり、現在よりも非常に便利になり、安心して生活していけると思っております。ぜひこちらの土地に住宅を建てたいと思っておりますので何卒、ご許可願いたく宜しく願います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
3 番	<p>受付番号525号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は東松山市内の賃貸アパートに家族3人で居住しています。</p> <p>今年、第一子が誕生したことをきっかけに自分たちの家を建てたいと思い、私が羽生市の出身なので家を建てるのは羽生市が良いと考え、羽生市内に土地を探しておりましたところ、同土地を紹介され、同土地であれば、車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、この度の申請となりました。何卒よろしく願います。</p>

	<p>土地を譲っても良いという話がありここに決めました。申請地は、5 mの道路に接しており、合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり、家が建ち並ぶ集落地です。小学校も近くにあり、大きな商業施設もあるため買い物にも便利なところです。以上のような理由より当地を選定し、今般の農地転用許可申請となった次第でございます。何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号528号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地に物流倉庫を設置したく申請します。首都圏中央連絡自動車道及びインターチェンジなどの整備及び供用開始に伴い、インターチェンジ周辺や主要な幹線道路を介して高速道路網に繋がることのできる地区への産業系土地利用としての活用の需要が高まってきています。特に、近年の物流不動産業界では、アマゾンや楽天等のインターネット通販などの利用の拡大のほか、ITを活用した物流の効率化等を背景に、大手不動産会社や外資系物流ファンドなどの積極的な投資が物流施設などで拡大してきています。弊社では、事業実施に向けた事業用地の先行的な取得から売買、賃貸の仲介までを一貫して行うことにより、多くの地区で着実に事業化に繋がっています。土地の選定にあたっては、進出希望事業者の要望等を踏まえ、必要規模の用地確保の可能性を既存市街化区域内から探ったものの、市街化区域内での確保が難しいため、農業振興地域内（市街化調整区域）での可能地を各種条件に基づいて絞り込みを行い、進出希望事業者の要望等を満たす敷地の土地所有者から土地を譲り受ける話がまとまりましたので、申請地を選定しました。申請地は、羽生市における主要な広域幹線道路となる国道125号沿道であるとともに、東北自動車道加須及び羽生インターチェンジ等からも至近に位置していることから、物流倉庫用地として適地であるといえます。すでに、複数のテナントから申込を受領しており、令和4年3月（完成予定）からの施設運用面に関しても問題はございません。</p> <p>以上のことをご理解頂き、処理を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>

	<p>新型コロナ患者専用病棟及び検診・検査病棟の整備は既設病棟の北側の職員駐車場内に建設を計画いたしました。しかし、別途、病床の増築計画を進めておりました関係から、その増築計画を避けて計画しております。この関係から、更に職員用駐車場がかなりの部分が縮小されることから、新たに当院の近隣で職員用駐車場を急いで探した結果、申請地の土地所有者より協力していただける運びとなりましたことから申請を致すものです。上記のとおり、インフルエンザの流行期の前にコロナ病棟の建設は喫緊の課題であることをご理解頂くとともにご配慮をお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号533号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は、現在羽生市内のアパートに住んでいます。結婚し生活も安定してきた中で将来の子供のことや実家のことを考えるようになり、実家近くで土地からの計画で夢である一戸建てを検討することと致しました。申請地は、父所有の土地で実家からも近く、姉夫婦も近くで建築していることから安心でき、整形地であることから希望に合っております。土地利用としては2階建住宅に駐車スペース、来客等含め3、4台、アウトドア用品を入れる物置（将来配置予定）趣味のバーベキューを行うための一般的な庭等を検討して適切な面積となっております、また隣地である る について畑で残りますが将来的には姉と共に管理していくつもりでおります。万が一に備え接道や排水経路については確保してあります。新たな生活環境を整えるためには、今回の申請地は清閑であり実家に近いという条件にも合っていてどうしても必要となるため、申請の意をご理解頂きたくご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号534号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地に付、不耕作傾向にある農地を有効活用し、発電事業と営農を両立させることで地域活性化及び優良農地の保全を指針とし、今回、発電事業者及び土地所有者間にて賃借契約を結ぶ運びとなりました。事業者は関東近郊にて同様の発電事業所を多数運営しており、現在まで安定した売電事業を行っております。これら既存の発電設備管理及び営農指導等を関東圏の事業者</p> <p style="text-align: center;">に委託していることから、今回もこの委託契約</p> <p>が可能である位置を基準に、低圧発電事業所設置に適した面積と日照条件の良い土地を選定しました。また、下部の営農についても地域の農地利用基準、取決めを遵守し、適切な営農を行うことをお約束し、本件、営農型太陽光発電所用地（一時転用）を用途とする農地法第5条第1項の規定による許可申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号535号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請地に付、不耕作傾向にある農地を有効活用し、発電事業と営農を両立させることで地域活性化及び優良農地の保全を指針とし、今回、発電事業者及び土地所有者間にて賃借契約を結ぶ運びとなりました。事業者は関東近郊にて同様の発電事業所を多数運営しており、現在まで安定した売電事業を行っております。これら既存の発電設備管理及び営農指導等を関東圏の事業者</p> <p style="text-align: center;">に委託していることから、今回もこの委託契約</p> <p>が可能である位置を基準に、低圧発電事業所設置に適した面積と日照条件の良い土地を選定しました。また、下部の営農についても地域の農地利用基準、取決めを遵守し、適切な営農を行うことをお約束し、本件、営農型太陽光発電所用地（一時転用）を用途とする農地法第5条第1項の規定による許可申請を行うものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号536号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p>

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は生家へ両親、妻、子供2人と同居致し、仮住まいをしている身です。結婚以来、久喜市内のアパートに借家住まいをしておりましたが、平成31年4月に生家へ引っ越し、上記申請地に住宅を建築致すために、手続きを29年頃より除外申請を致し今日に至っております。今まで高額な家賃を支払っており、契約期間や、除外も許可になり、分家住宅が建てられることになり、しばらくの間住宅が完成するまでの間、窮屈で肩身が狭いですが、仮住まいをさせて戴いております。かような次第で、仕事先は現住所において、自動車の販売、修理業を父と共に営んでおる所で、職住接近で大変助かっております。これから先、生家の近くに居住をかまえ、子育て、介護等最大限の協力をお互いに、これから先していくつもりであります。また、農繁期には近くにいてお手伝いもするものです。今回父の生家伯父所有地が集落にも近接しておるところで接道も大変よく、最適地であり、一同大変喜んでおるところであります。上記の通りでありますので、なにとぞよろしく願い申し上げます。なお、本申請地は農用地区域（青地）でありましたところを県及び市御当局の現地調査を仰ぎ、除外を致しました所であります。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。
6番	受付番号537号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、平成元年より羽生市にて小売業を開始いたしました。現在、羽生市内に4店舗、群馬県邑楽郡明和町に1店舗、群馬県館林市に1店舗の計6店舗のスーパー、レストラン及び指定管理者として道の駅はにゅうを運営しています。小売業の経験を活かし、生産から販売までを行うため2020年より、1.3haの農地を借り受け、施設いちご栽培による農業参入を果たしました。当初の計画では、自社スーパーへの出荷販売を予定しておりましたが、ハウスへの来客が想定よりも多く、直売をせざるを得ない状況です。当該農地において、いちごの直売を行うにあたり、作業効率の向上、従業員の労働環境の改善を目的として、パック詰め等の作業場、直売所、事務所、従業員休憩スペース、従業員トイレ及び駐車場の設置をする

	<p>ため農地転用の申請をする次第です。既利用の土地を含め、既設の生産ハウスと一体利用することにより作業効率が向上いたします。</p> <p>また、トイレの設置や駐車場、休憩スペースを設けることで従業員の労働環境の改善に寄与するものと思います。関係法令の遵守はもとより、周辺への影響がないように努めたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いたします。</p>
議 長	<p>担当委員の調査結果報告が終わりました。引き続き、受付番号534号及び535号について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p>
	<p>受付番号534号及び535号の事務局の考え（案）をご説明いたします。営農型太陽光発電施設につきましては、先ほどの議案第1号の3条許可申請においてご説明しましたが、農地として耕作を行いながら、その農地に支柱を立てて、高さ2メートル以上を確保して、その農地の上で太陽光発電を行う設備となります。営農型太陽光発電施設は営農を継続して設置することから、色々と条件があり、他の案件と内容が異なるため、事務局といたしましては、今回の受付番号534号及び535号の採決に関しましては、他の案件とは別に、単独でお願いしたいと思います。それではご説明いたします。</p> <p>お手元のQ&A 26ページをご覧ください。問47では、営農型発電設備の農業上の効率的な利用の支障についての判断基準が記載されています。①では、集団農地の真ん中である。②担い手に集積する予定がある。③ほ場整備等の基盤整備事業が予定されている。④水路の管理に支障が生じる。等の場合に支障を及ぼすおそれがあると判断されます。添付の地図をご覧ください。今回の申請農地は、斜線の引いてある2か所となっています。この場所は、先ほどの①で説明した集団農地の真ん中である農地と考えています。また、この地域では、ほ場を整備して、担い手に集積する予定地域と考えており、先ほどの②、③にも該当しています。なお、Q&A 27ページをご覧ください。問52では、通常の農地転用と同様にほかの土地での代替性の検討が必要であるとも記載されています。今回の申請農地は、第1種農地であり、第3種農地や第2種農地で設置可能な農地がないかの検討が必要となり、譲渡人が現在、所有している他の農地を確認したところ2種農地が存在していると思われま。さらに、太陽光発電施設の下では営農が必須であります。しかし、この案件での耕作者は、譲渡人 になっていますが、年齢も高齢で、所有している他の農地の約半分が耕作放棄地となっております。</p>

	申請農地での今後の耕作が難しいと思われます。以上のことから、事務局の考えでございますが、今回の案件では、周辺農地の農業上の効率的な利用に支障があることや太陽光発電設備の下での営農が適切に継続されると見込むことができないため、事務局としては、今回の営農型太陽光発電設備の設置については、「不許可相当」として、県知事へ報告していきたいと考えておりますので、委員の皆さまのご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
推進委員	申請面積の8.99㎡や9.29㎡とはどういったものか。
事務局	太陽光発電設備の支柱部分の面積の3年間の一時転用といった申請となっております。
推進委員	みょうがを作るとのことだが、誓約書等があるのか。
事務局	営農計画書という書類で本人がみょうがを作ることが記載されています。
推進委員	太陽光発電施設の下でみょうがを作ることには問題ないのか。
事務局	大学の教授が作成した意見書が出されており、その書類では、みょうがの栽培について問題がないと記載されています。
10番	3年間とのことだがどういうことか。
事務局	一時転用となるので期間が3年間となります。4年目に再度3年間の申請を出して許可を受けることとなります。
6番	市の計画では、ほ場整備計画があるとのことなので、そこに支柱が建ってしまうと整地等ができなくなって難しくなってしまう。
事務局	予定ではあるが、段差をなくして畦畔を取って整地をして、担い手の方に耕作できないかという案は出ており、周辺地権者の方から同意は頂いております。申請者からは頂いておりません。
	(発言なし)
議長	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。
	なお、受付番号534号及び535号については、事務局の説明のとおり、他の案件とは別に採決を行いたいと思っておりますが、ご意見ございませんか。
	(異議なし)
	それでは、受付番号534号及び535号については、他の案件とは別に採決することといたします。はじめに、受付番号534号及び535号以外についてお伺いします。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号534号及び535号以外の12件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付す

	<p>ることに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号534号及び535号以外の12件については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号534号及び535号の案件について、「許可相当」とするか、「不許可相当」とするか、お伺いします。初めに、営農型太陽光発電施設敷として、「許可相当」に賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>続きまして、「不許可相当」に賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>「不許可相当」に挙手全員でありますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号534号及び535号の案件については、不許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり駐車場敷として1件、住宅敷として6件、ございました。ご確認の程、宜しく願います。なお、受付番号510号及び511号については、岩瀬土地区画整理地内の住宅となり、510号では54棟、511号では28棟分の住宅の予定となっております。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定に係る合意の解約となり、5件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の規定による許可申請書の取下げについてでございますが、これは先月の定例会でご説明し、取下げ行った申請書の報告事項となります。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項4 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げにつ</p>

	<p>いてでございますが、受付番号496号及び497号は、先月の定例会でご説明し、取り下げを行った申請書の報告事項となります。509号では、令和元年11月11日に受付をして、自己用住宅敷として申請を行った案件です。しかしながら、譲渡人の事情により、住宅の建築が遅れてしまうことから、今回、取り下げを行ったものです。</p> <p>報告事項5 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました9月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が16件ございました。調査等で関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく、お願いいたします。</p> <p>① 11月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 利用権の設定について</p> <p>④ 研修会の資料について</p> <p>⑤ 女性農業委員会の取組事例報告について</p>
議長	(発言なし)
	<p>以上で、本日の全日程を終了いたしました。</p> <p>これにて、閉会といたします。</p>
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和2年 10月 26日</p> <p style="text-align: right;"> 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____ </p>	